○国土交通省令第三十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十二条第七号の規定に基づき、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「除く。以下この号」を「除く。以下この条」に、「以下この号において同じ。」がない者」を「」がない者（以下この条において「単身者」という。）」に改め、「であり、かつ、二以上の居住室を有するもの」を削り、同号ただし書中「現に同居し、又は同居しようとする親族がない者」を「単身者」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第一号の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、法第十二条第七号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の規模の基準を、各戸の床面積が五十平方メートル（単身者の居住の用に供する住戸にあっては、二十五平方メートル）以下で都道府県知事が定める面積以上であることとすることができる。この場合においては、併せて、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあっては、当該住戸の床面積を三十平方メートル以下で都道府県知事が定める面積以上とすることができる旨を定めなければならない。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十一条第一項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「第九条の三第十項及び第十五条の二の五第三項」を「第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第十二条の三第三項若しくは第四項」を「第十二条の三第四項若しくは第五項」に改め、同項第二号中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に、「同条第三項若しくは第四項」を「同条第四項若しくは第五項」に改める。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○防衛省令第四号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十四条第二項の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

防衛大臣　北澤　俊美

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄防衛局の項中「金武防衛事務所」を「名護防衛事務所」に、「沖縄県国頭郡金武町」を「名護市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年三月三十一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―〇―五七

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同条第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同条第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同条第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「三十人」を「二十九人」に改める。

第二条の五第一項中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の八第一項中「三百二十七人」を「三百二十二人」に改める。

第五条第七項中「五十三人」を「五十一人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。